

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できる方		精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭において養育している方	
対象児童	1 級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね 1 級または 2 級程度に該当する児童 療育手帳の判定が ㊤・A 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童 	特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童（障害児福祉手当を支給されている児童を除く）
	2 級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね 3 級程度に該当する児童 療育手帳の判定が B 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童 	
手当の額		1 級 月額 52,500 円 2 級 月額 34,970 円	特別児童扶養手当 1 級に該当する程度の方 月額 4,000 円 特別児童扶養手当 2 級に該当する程度の方 月額 2,500 円
手当の支給日 (口座振込)		4 月、8 月、11 月(各月 11 日)	9 月、3 月(各月 25 日)
所得状況届		毎年 8 月 11 日～9 月 10 日の間に提出してください。 ※所得状況届が必要な方には、詳細を通知しますので、確認のうえ、手続きをしてください。所得状況届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2 年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがありますのでご注意ください。	

		特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる方		在宅の方で、身体または精神の障がいが重複または最重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の方	在宅の方で、身体または精神の障がいが重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の方
手当の額		月額 27,350 円	月額 14,880 円
手当の支給日 (口座振込)		5 月、8 月、11 月、2 月(各月 10 日)	
所得状況届		毎年 8 月 11 日～9 月 10 日の間に提出してください。 ※所得状況届を提出しないと、受給資格がなくなることがありますのでご注意ください。	

■ お問い合わせ 社会福祉課 ☎0297(21)2190